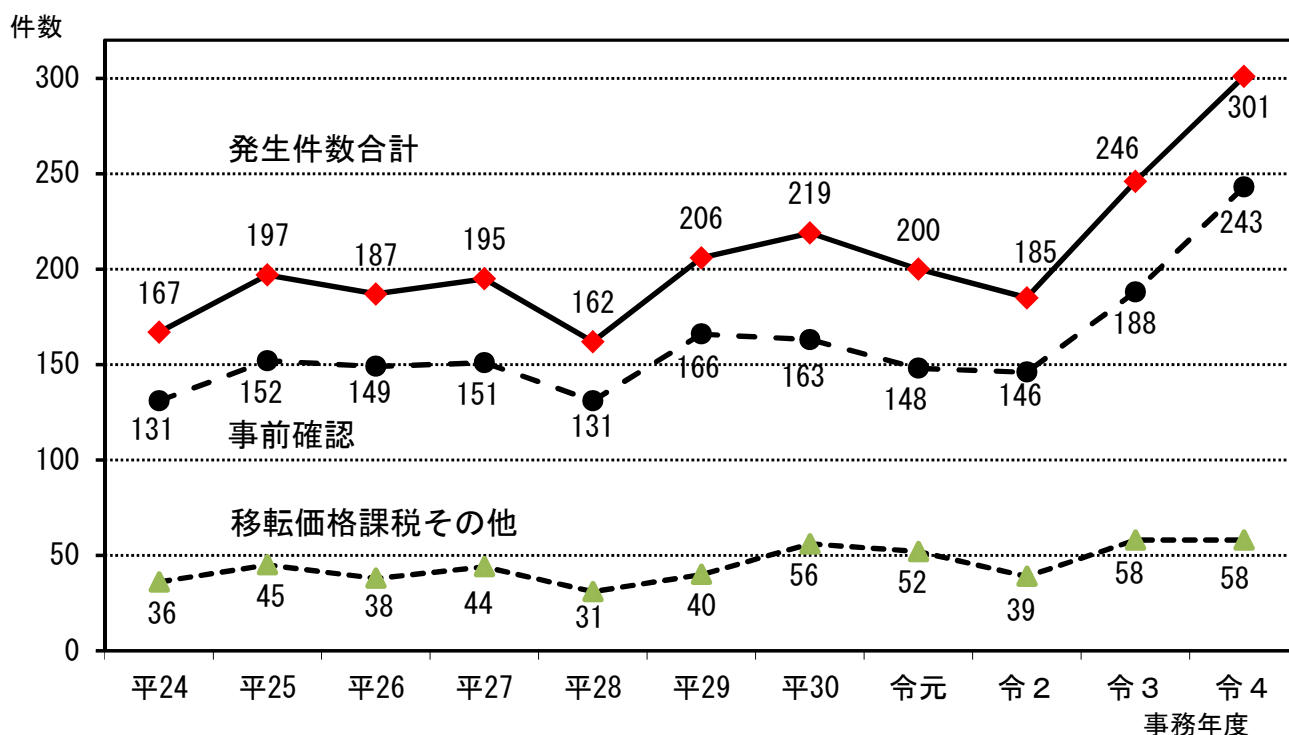


令和4事務年度の「相互協議の状況」について

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受け、租税条約の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。

1. 相互協議事案の発生件数

- 令和4事務年度は301件の相互協議事案が発生し、そのうち事前確認に係るものは243件（81%）、移転価格課税その他に係るものは58件（19%）でした。
 - 相互協議事案の発生件数は、令和3事務年度より増加し、前事務年度比122%となり、過去最多となりました。
- （注）相互協議事案の種別の詳細については、別紙1を参照してください。

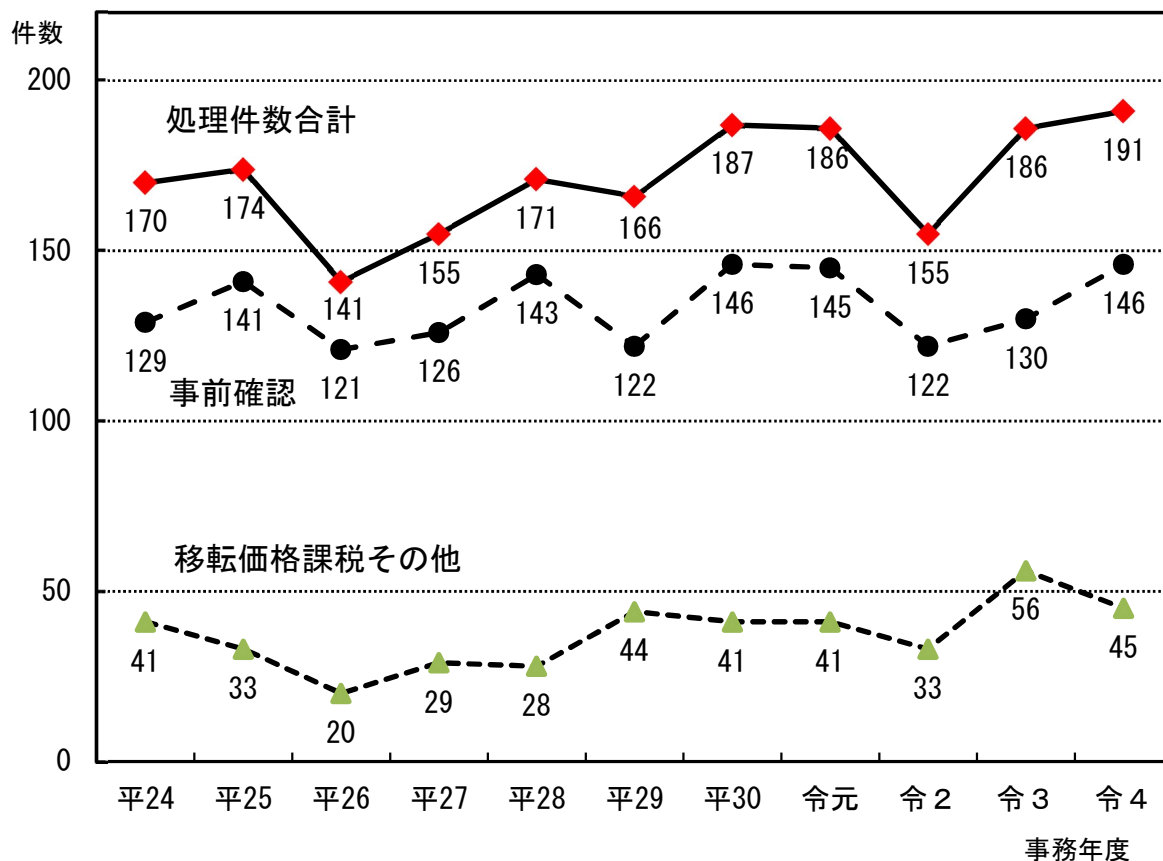


- （注） 1 事務年度は7月1日から翌年6月30日までです。
- 2 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
- なお、令和2年税制改正における連結納税制度の廃止に伴い、令和4年2月以降、相互協議の申立ては連結納税制度による連結単位から、各法人単位へ変更されています。令和4年2月以降の発生件数については、こうした申立て単位の変更による増加分が含まれています。
- 3 移転価格課税その他には、移転価格課税に加えて、恒久的施設（PE）に関する事案や、源泉所得税に関する事案などが含まれます。

2. 相互協議事案の処理件数

(1) 処理件数

- 令和4事務年度の処理件数は191件（前事務年度比103%）となりました。
 - そのうち、事前確認事案の処理件数は146件（76%）、移転価格課税その他事案の処理件数は45件（24%）でした。
- （注）相互協議事案の種別の詳細については、別紙1を参照してください。



(2) 処理事案1件当たりに要した平均的な期間

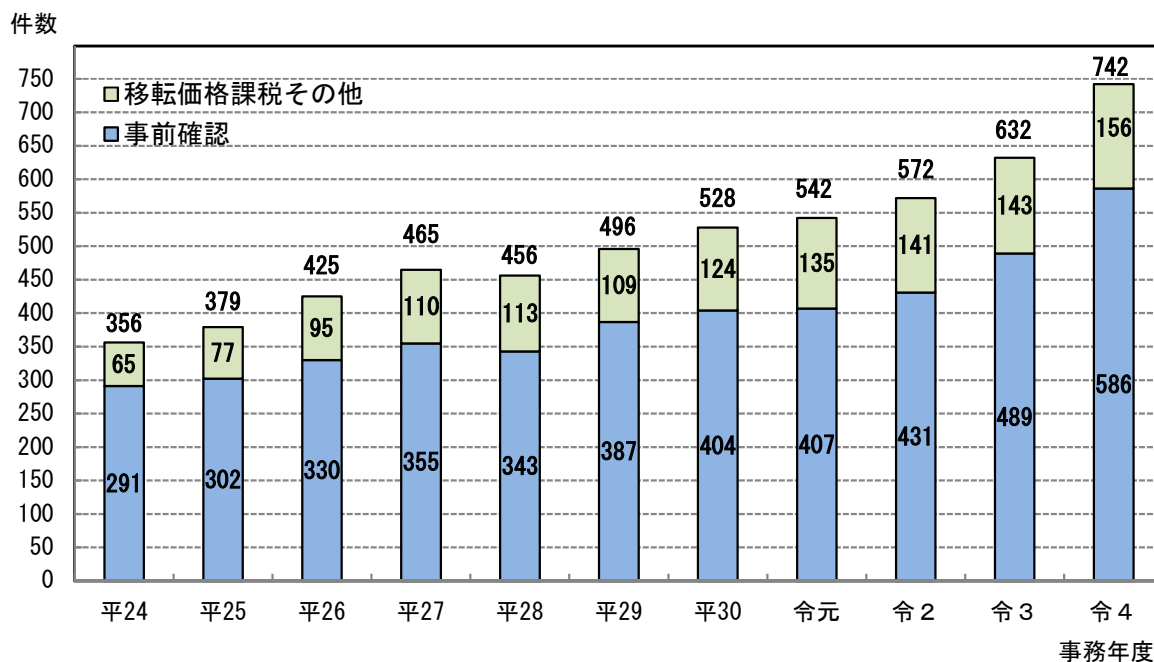
- 令和4事務年度の処理事案1件当たりに要した平均処理期間は、30.2か月（令和3事務年度：31.6か月）でした。
- 事前確認事案及び移転価格課税その他事案1件当たりに要した平均処理期間も同程度であり、事前確認事案は30.5か月（令和3事務年度：31.6か月）、移転価格課税その他事案は、29.2か月（令和3事務年度：31.5か月）でした。

3. 相互協議事案の繰越件数

(1) 繰越件数

○ 令和4事務年度の発生件数が処理件数を上回ったため、令和4事務年度末の繰越件数は増加しました。

(注) 相互協議事案の種別の詳細については、別紙1を参照してください。

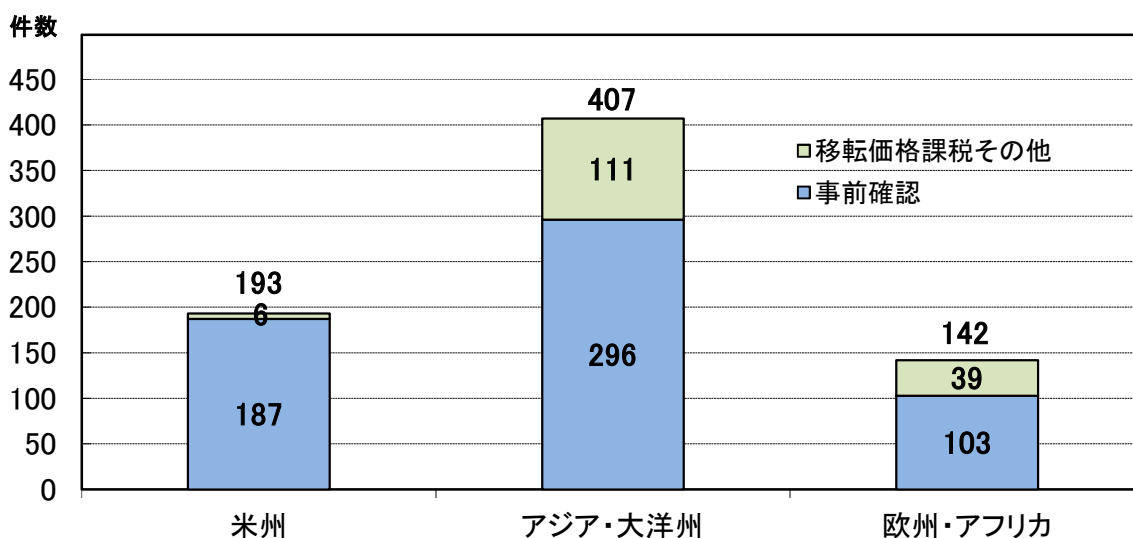


(2) 繰越事案の相手国・地域の地域別内訳

○ 令和4事務年度末の繰越事案の相手国・地域の地域別内訳は、アジア・大洋州が最も多く、次いで米州、欧州・アフリカとなっています。

○ なお、国別には、米国(23%)、インド(15%)、中国(14%)、韓国(8%)、ドイツ(6%)の順となっています。

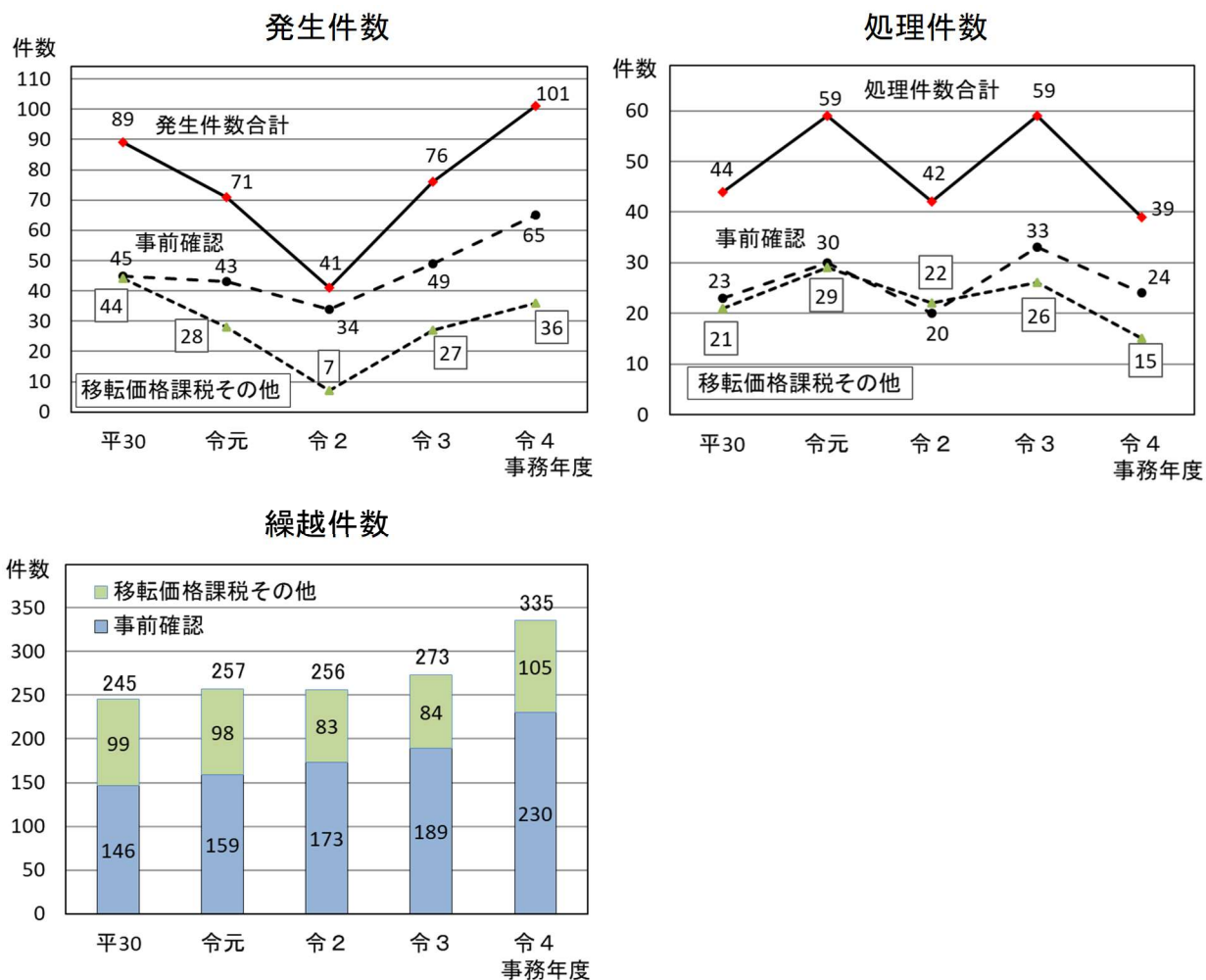
(注) 令和4事務年度末の繰越事案の相手国・地域については、別紙2を参照してください。



4. OECD 非加盟国・地域との相互協議事案の状況

(1) 発生件数、処理件数、繰越件数

- OECD 非加盟国・地域との相互協議事案について、令和 4 事務年度の発生件数は 101 件、処理件数は 39 件、令和 4 事務年度末の繰越件数は 335 件でした。
- この繰越件数（335 件）は、令和 4 事務年度末の相互協議事案の繰越件数（742 件）の 45%に当たります。



(2) 処理事案 1 件当たりに要した平均処理期間

- OECD 非加盟国・地域との相互協議事案について、令和 4 事務年度の処理事案 1 件当たりに要した平均処理期間は、51.3 か月（令和 3 事務年度：44.0 か月）でした。
- 事前確認及び移転価格課税その他の事案 1 件当たりに要した平均処理期間について、事前確認は 58.2 か月（令和 3 事務年度：43.5 か月）、移転価格課税その他の事案は、40.4 か月（令和 3 事務年度：44.6 か月）でした。

《問合せ・連絡先》
 国税庁 相互協議室 相互協議第一係
 03-3581-5451 内線 (3715、3716)

相互協議事案数の推移

(単位：件)

| 事務年度 | | 相互協議事案の種別 | | | 合計 |
|------|----|-----------|------------|-----|-------|
| | | 事前確認 | 移転価格 課税 | その他 | |
| 令 2 | 発生 | 1 4 6 | 3 4 | 5 | 1 8 5 |
| | 処理 | 1 2 2 | 3 0 | 3 | 1 5 5 |
| | 繰越 | 4 3 1 | 1 2 3 | 1 8 | 5 7 2 |
| 令 3 | 発生 | 1 8 8 | 4 9 | 9 | 2 4 6 |
| | 処理 | 1 3 0 | 4 2 | 1 4 | 1 8 6 |
| | 繰越 | 4 8 9 | 1 3 0 | 1 3 | 6 3 2 |
| 令 4 | 発生 | 2 4 3 | 4 7 | 1 1 | 3 0 1 |
| | 処理 | 1 4 6 | 3 6 | 9 | 1 9 1 |
| | 繰越 | 5 8 6 | 1 4 1 | 1 5 | 7 4 2 |

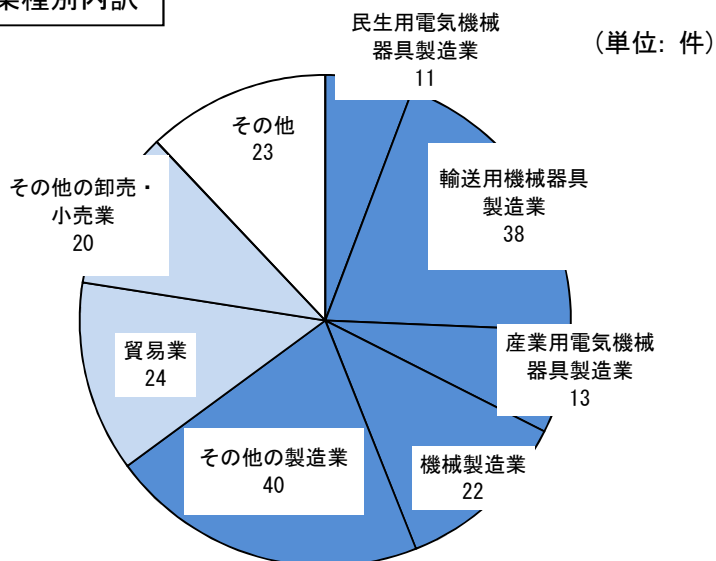
- (注) 1 事務年度は7月1日から翌年6月30日までです。
- 2 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
- 3 事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れがあった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。
- 4 処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数です。
- 5 「その他」欄には、恒久的施設 (PE) に関する事案や、源泉所得税に関する事案などが含まれます。

相互協議繰越事案の相手国・地域 (令和4事務年度末)

| | 米 州 | アジア・大洋州 | 欧 州・アフリカ | 国・地域計 |
|-------------|-------------------|--|---|-------------|
| OECD加盟国 | カナダ 米国 メキシコ | オーストラリア 韓国 ニュージーランド | アイルランド イスラエル イタリア 英国 オランダ スイス スウェーデン スペイン デンマーク ドイツ フィンランド フランス ベルギー ルクセンブルク | 20か国 |
| OECD非加盟国・地域 | | インド インドネシア シンガポール タイ 台湾 中国 ベトナム 香港 マレーシア | ルーマニア | 10か国 ・地域 |
| 国・地域計 | 3か国 | 12か国・地域 | 15か国 | 30か国 ・地域 |

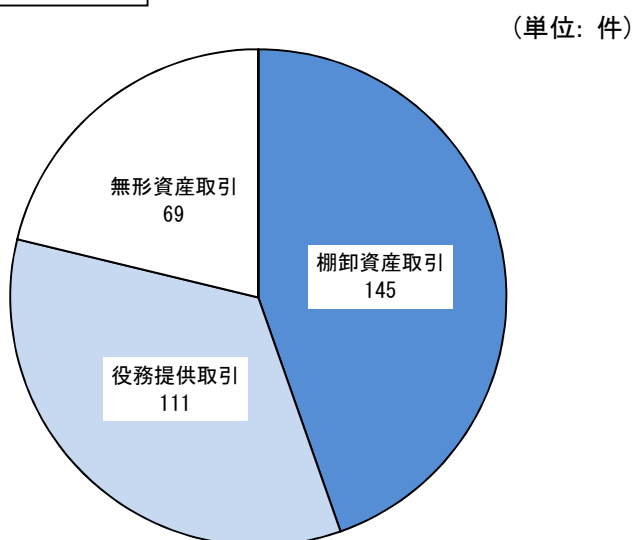
令和4事務年度・相互協議処理事案の内訳

業種別内訳



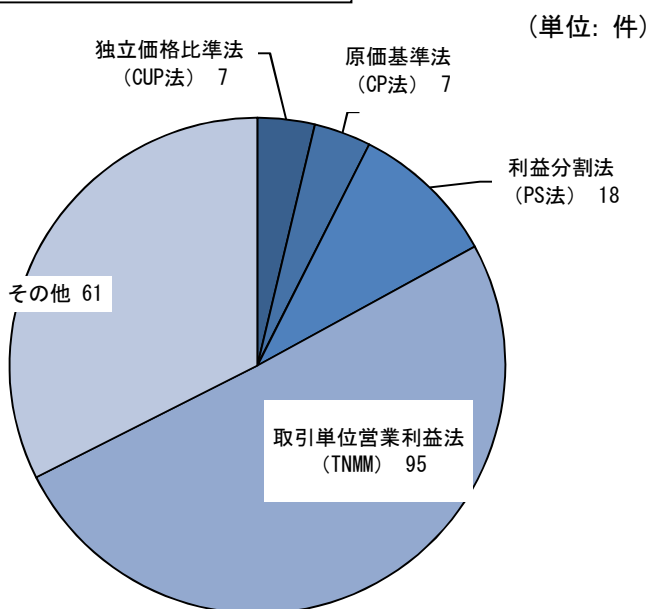
| | | |
|--------|-------|---------|
| 製造業 | 124 件 | (約 65%) |
| 卸売・小売業 | 44 件 | (約 23%) |
| その他 | 23 件 | (約 12%) |
| 処理件数計 | 191 件 | |

対象取引別内訳



- (注) 1 処理事案 1 件について複数の取引が対象になっている場合には、それぞれ 1 取引としてカウントしているため、対象取引数の合計と処理件数とは一致しません。
- 2 事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正が生じた場合には、当初合意で対象とした取引でカウントしています。

独立企業間価格の算定方法内訳



- (注) 1 処理事案 1 件について複数の独立企業間価格の算定方法が使用されている場合には、それぞれ 1 算定方法としてカウントしているため、算定方法数の合計と処理件数とは一致しません。
- 2 事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正が生じた場合には、当初合意で用いた独立企業間価格の算定方法でカウントしています。

用語の解説

相互協議とは、租税条約の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合において、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

(参考1) 我が国においては、77の租税条約等(適用対象国・地域は85か国・地域)において、相互協議に関する規定が置かれています(令和4事務年度末現在)。

(参考2) 事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を行うことをいいます。納税者は、確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税を受けることはありません。